

山口県公安委員会告示第二一三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行つた。

令和八年一月二十八日

山口県公安委員会

検定番号	遊技機の種類	型式の概要		申請者	検定の有効期間
		型式名	製造業者名		
一〇	回胴式遊技機	九 ぱちんこ遊技機	八 ぱちんこ遊技機	eバイオハザード6 A P N	Pクライーンズブレイド奈落V3B
	LBスロットガルフイーA4	株式会社 高尾	株式会社 七匠	株式会社 七匠	株式会社 七匠
	ミズミ・オージオ	株式会社 高尾	株式会社 高尾	東京都渋谷区南平台町一六番一七号 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目 二二番地	東京都渋谷区南平台町一六番一七号 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目 二二番地
	ミズミ・オージオ	東京都台東区東上野一丁目八番六号	内ヶ島 吉則	照沼 丈史	法人にあつては、 その代表者の氏名
	福島 智	〃	〃	告知の日（令和八年一月 二十八日）から三年間	